

ふるさと市町村圏基金に属する関係市町村の出資金償還の考え方

= ふるさと市町村圏基金を活用した事業の今後の方向性 =

1 はじめに

平成4年10月に「南部広域市町村圏」が国の広域行政圏施策の「ふるさと市町村圏」に選定されたことに伴い、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）では、平成4年度と平成5年度に関係市町村の出資金9億円と沖縄県の補助金1億円により10億円の「ふるさと市町村圏基金」を設置し、平成5年度以降は、ふるさと市町村圏推進要綱に基づき、組合規約第3条第1号に規定する広域的な各種事業の実施を通して、圏域全体の振興発展を効果的に推進してきたところである。

当該事業は、市町村間の広域的連携の支援と地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域のさらなる発展と振興整備を進めるため、基金の運用から生ずる収益を活用し、広域の観点から、圏域内の一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進に寄与する振興整備や多様な地域振興事業を実施するものであるが、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加などに伴い、国の広域行政圏施策は、平成21年3月に当初の役割を終えたものとして廃止され、従来の事業展開や基金の取扱いは、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直しを判断することが適当であるとその判断は関係市町村に委ねられたところである。

また、当該事業の財源を確保するための基金運用にあたっては、安全性を最優先して県内金融機関での定期預金等（1年）により運用しているが、本格的に基金運用をはじめた平成6年度の2.3%から令和2年度の0.03%まで大幅に運用利回りが低下し、令和3年度においては、有利な有価証券への運用切替えにより当初予算では4,793千円を計上しているものの、近年の金融経済情勢による低金利下によって安定的な自主財源を確保することが困難な状況に直面しているほか、時代の流れとともに低金利下のもとで基金運用益をもって各種の事業を行う仕組みそのものが問われるなど当該事業の推進は大きな節目を迎えている。

さらに、国や地方を通じた厳しい行財政環境のなか、関係市町村においては新たな行政需要や広域的な行政課題の対応に必要な財源確保のため、基金に属する関係市町村の出資金9億円の有効活用が求められている。

こうした背景事情を踏まえ、ふるさと市町村圏基金を活用した事業の今後の方向性とあわせて、ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金償還の考え方を示すものとする。

2 ふるさと市町村圏基金を活用した事業

平成5年度以降は、基金の運用から生ずる収益を活用し、関係市町村や関係団体との相互連携により、組合同約第3条第1号に規定する広域的な各種事業の実施を通して、圏域全体の振興発展を効果的に推進してきたところである。

【組合同約第3条第1号に規定する事務】

- (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。
 - ア 広域観光事業
 - イ 広域文化事業
 - ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業
 - エ 広域的人材育成及び人材活用事業
 - オ 広域研修事業
 - カ 地域イベント助成事業
 - キ 地域間交流事業
 - ク 地域産業育成事業
 - ケ 地域づくり支援事業

<ふるさと市町村圏基金を活用した主な事業>

- 観光シンポジウム・農業シンポジウム：平成5年度
- 観光ガイドブックの発行：平成5年度
- ふるさと創生講演会：平成6年度～平成15年度
- ふるさと体験交流（児童生徒交流事業）：平成6年度～平成13年度
- 日露交歓コンサート沖縄公演（クラシックコンサート）：平成6年度～令和元年度
- 水の祭典（水質保全啓蒙事業）：平成6年度～平成8年度
- なんぶトリムマラソン大会：平成7年度～平成29年度 ※主催団体として参画
- 視覚障害者マラソン沖縄大会：平成7年度～平成21年度 ※なんぶトリムマラソンと統合
- 地域イベント助成事業：平成8年度～平成24年度
- 青少年健全育成事業：平成11年度～継続中
- 中国文化交流の翼（児童生徒交流事業／組合設立10周年記念事業）：平成14年度
- 屋久島・大自然探検隊！（児童生徒交流事業）：平成15年度
- 丸ごと！なんぶ観光コース開発とガイド養成講座：平成16年度～平成18年度
- 地域まちづくりや雇用創出などと連動した観光振興のあり方の研究：平成17年度
- 自治体職員政策形成セミナー（広域研修事業）：平成19年度～継続中
- 公共交通活性化・離島地域活性化推進事業：令和2年度～継続中

3 広域行政圏施策の廃止

基金の運用から生ずる収益を活用し、広域的な観点から、圏域内の一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進に寄与する振興整備や多様な地域振興事業を実施してきたところであるが、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加などに伴い、国の広域行政圏施策は、平成 21 年 3 月に当初の役割を終えたものとして廃止され、従来の事業展開や基金の取扱いは、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直しを判断することが適当であるとその判断は関係市町村に委ねられたところである。

<参考：従来の広域行政圏の今後の取扱いについて>

4 基金運用益の著しい減少

当該事業の財源を確保するための基金運用にあたっては、いなんせ斎苑特別会計での貸付運用が終了した平成 28 年度以降は、安全性を最優先し、県内金融機関での定期預金により運用しているが、近年の金融経済情勢による低金利下により、組合同約第 3 条第 1 号に規定する各種の事業を実施するための財源確保が困難な状況にあることから、関係市町村のニーズを踏まえた事業を選択することが求められている。

<基金運用益の推移（当初予算）>

年度	運用益	備考
平成 5 年度	11,293 千円	基金運用開始
平成 6 年度	23,000 千円	金利 2.3%
平成 7 年度	23,000 千円	
平成 8 年度	7,000 千円	金利 0.7%/運用益が減少傾向
平成 9 年度	7,000 千円	
平成 10 年度	7,000 千円	
平成 11 年度	6,250 千円	
平成 12 年度	12,030 千円	補正後 5,358 千円
平成 13 年度	4,488 千円	貸付運用開始/金利 1.6%/補正後 16,000 千円
平成 14 年度	16,008 千円	
平成 15 年度	16,006 千円	
平成 16 年度	15,777 千円	元金の償還に伴い平成 27 年度まで運用益減少
平成 17 年度	14,715 千円	

平成 18 年度	14,220 千円	
平成 19 年度	13,825 千円	
平成 20 年度	13,040 千円	
平成 21 年度	12,181 千円	
平成 22 年度	11,424 千円	
平成 23 年度	10,315 千円	
平成 24 年度	9,350 千円	
平成 25 年度	5,508 千円	
平成 26 年度	4,126 千円	
平成 27 年度	3,168 千円	貸付運用終了
平成 28 年度	2,934 千円	金利 0.28%
平成 29 年度	1,823 千円	金利 0.18%
平成 30 年度	1,109 千円	金利 0.11%
平成 31 年度	700 千円	金利 0.07%
令和 2 年度	300 千円	金利 0.03%/運用切替/補正後 135 千円
令和 3 年度	3,290 千円	金利 0.8%

5 今後の方向性

国の広域行政圏施策の廃止や基金運用益の著しい減少に伴い、令和元年度に計 5 回（平成 30 年度 3 回/令和元年度 2 回）の検討会議を踏まえ、幹事会（関係市町村広域行政担当課長で構成）としての「ふるさと市町村圏基金事業のあり方」に関する今後の方向性や関係市町村の出資金の取扱いの考え方が示されている。

また、平成 25 年度から令和 2 年度の広域振興計画や令和 3 年度の広域行政推進計画においても「ふるさと市町村圏基金の取扱い」については懸案事項として盛り込まれ、関係市町村における議論は尽くされていると思われることから、令和 3 年度に協議を整えることが望ましいと考える。

<資料 1：ふるさと市町村圏基金事業のあり方について（報告）>

6 組合の役割の整理

組合設立当初から国の広域行政施策（ふるさと市町村圏推進要綱）に基づいて推進してきた「ふるさと市町村圏基金を活用した事業」は、圏域の一体性を高め、いなんせ斎苑及び南斎場の管理運営や社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務の共同処理の実現に結びつくなど、広域行政の推進や広域連携の取組

に大きな役割を果たしてきたところである。

今後においては、関係市町村のニーズを踏まえ、圏域の一体感の醸成や継続性・発展性のある優先度の高い事業を選択し、広域的な施策展開等に期待がもてる事務事業の推進に努めるものとし、あわせて、地方自治法の規定に基づく一部事務組合として、本来担うべき役割を整理するものとする。

<今後の共同処理する事務（案）>

- (1) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。
 - ・ 広域的な政策課題等に対応し得る人材の育成に資する事業の実施
 - ・ 広域連携の推進に資する事業の実施
 - ・ 共同処理の可能性のある事務や広域的な振興整備等に資する事業の検討
- (2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。
 - ・ 事務の共同処理に関する調査研究（一部市町村間に限る）
 - ・ 広域的な振興整備等に資する事業の調査研究（一部市町村間に限る）
- (3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営
- (4) 南斎場の建設及び管理運営
- (5) 社会福祉法第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。

7 関係市町村の出資金9億円の取扱い

上記を踏まえ、関係市町村における新たな行政需要や広域的な行政課題の対応に必要な財源の確保など依然として厳しい行財政環境等に鑑み、あわせて、近年の金融経済情勢による低金利下にあっても、組合の担うべき役割を整理し、関係市町村のニーズを踏まえた優先度の高い事業を限られた予算の範囲内で実施することが可能であることから、基金造成額のうち、関係市町村の出資金9億円を償還するものとする。

■現行（令和3年度）

<基金造成額（令和2年度決算年度末現在高）>

基金造成額	基金造成額の内訳		
	関係市町村出資金	沖縄県補助金	条例で定める積立金
1,018,709,000円	900,000,000円	100,000,000円	18,709,000円

<基金の運用状況>

- 4億円：有価証券（JA沖縄優先出資／金利：0.8％／運用益：3,200千円）

○ 6 億円：定期預金（県内金融機関／金利：0.015％／運用益：90千円）

<令和3年度歳入歳出予算額>

○4,793千円（基金運用益3,290千円／助成金1,500千円／その他3千円）

■ 9 億円償還後（令和4年度）

<基金造成額（令和4年4月1日見込額）>

基金造成額	基金造成額の内訳		
	関係市町村出資金	沖縄県補助金	条例で定める積立金
120,088,000 円	0 円	100,000,000 円	20,088,000 円

<基金の運用（見込）>

○ 1 億円：有価証券（J A 沖縄優先出資／金利：1.0％／運用益：1,000千円）

<令和4年度歳入歳出予算額（見込）>

○4,500千円（基金運用益1,000千円／基金取崩額2,000千円／助成金1,500千円）

8 共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分の概要

「南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに財産処分を必要とするに至った理由」のとおり